

ケアヴィラ宝塚“デイケア”利用料金

1) 通所リハビリテーション費

利用時間（6～7時間）コース

	利用単位 (1日あたり)	介護報酬額 (1日あたり)	利用者負担額 (1日あたり)
要介護1	715 単位	7,743 円	775 円
要介護2	850 単位	9,205 円	921 円
要介護3	981 単位	10,624 円	1,063 円
要介護4	1,137 単位	12,313 円	1,232 円
要介護5	1,290 単位	13,970 円	1,397 円

利用時間（3～4時間）コース

	利用単位 (1日あたり)	介護報酬額 (1日あたり)	利用者負担額 (1日あたり)
要介護1	486 単位	5,263 円	527 円
要介護2	565 単位	6,118 円	612 円
要介護3	643 単位	6,963 円	697 円
要介護4	743 単位	8,046 円	805 円
要介護5	842 単位	9,118 円	912 円

- 単価は、法令の地域区分によって定められており宝塚市は1単位を10.83円で計算します。
- 表の料金は、介護保険負担割合 1割の場合を示しています。

<各種加算>

①入浴介助加算（Ⅰ）

1日あたり	(40単位)	44円
-------	--------	-----

入浴介助加算（Ⅱ）

1日あたり	(60単位)	65円
-------	--------	-----

②中重度者ケア体制加算

1日あたり	(20単位)	22円
-------	--------	-----

③リハビリ提供体制加算 ・6時間以上7時間未満

1日あたり	(24単位)	26円
-------	--------	-----

④リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

同意を得た日の属する月から <b>6月以内</b>	1月あたり	593単位	(642円)
同意を得た日の属する月から <b>6月超</b>	1月あたり	273単位	(295円)

リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

同意を得た日の属する月から <b>6月以内</b>	1月あたり	793単位	(859円)
同意を得た日の属する月から <b>6月超</b>	1月あたり	473単位	(513円)

リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者に対して医師が利用者又は家族に説明した場合

1月あたり	270単位	(293円)
-------	-------	--------

⑤短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院(所)後又は認定日から <b>3月以内</b>	1日あたり	110単位	(120円)
---------------------------	-------	-------	--------

⑥サービス提供体制強化加算Ⅰ

1日あたり	(22単位)	24円
-------	--------	-----

サービス提供体制強化加算Ⅱ

1日あたり	(18単位)	20円
-------	--------	-----

サービス提供体制強化加算Ⅲ

1日あたり	(6単位)	7円
-------	-------	----

⑦栄養アセスメント加算

1月あたり	(50単位)	55円
-------	--------	-----

⑧口腔機能向上加算Ⅰ \*原則3月以内、月2回まで

1日あたり	(150単位)	163円
-------	---------	------

口腔機能向上加算(Ⅱ)イ

1日あたり	(155単位)	168円
-------	---------	------

口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ

1日あたり	(160単位)	174円
-------	---------	------

⑨科学的介護推進体制加算

1月あたり	(40単位)	44円
-------	--------	-----

⑩事業所が送迎を行わない場合

片道につき	(▲47単位)	▲51円
-------	---------	------

⑪介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数の	×	4.7%
--------	---	------

⑫退院時共同指導加算

初回利用時	(600単位)	649円
-------	---------	------

⑬介護職員等特定処遇改善加算(令和6年6月1日より改訂)

介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる

- (Ⅰ) 所定単位数×8.6%
- (Ⅱ) 所定単位数×8.3%
- (Ⅲ) 所定単位数×6.6%
- (Ⅳ) 所定単位数×5.3%

2)介護予防通所リハビリテーション費（月単位で以下のサービスを実施した場合に単位を加算）

要支援 1	1月あたり	2, 268単位	2, 457円
要支援 2	1月あたり	4, 228単位	4, 579円

➤ 単価は、法令の地域区分によって定められており宝塚市は1単位を10.83円で計算します。

➤ 表の料金は、介護負担割合 1割の場合を示しています。

<各種加算>

①サービス提供体制強化加算Ⅰ

要支援 1

1月あたり	(88単位)	96円
-------	--------	-----

要支援 2

1月あたり	(176単位)	191円
-------	---------	------

サービス提供体制強化加算Ⅱ

要支援 1

1月あたり	(72単位)	78円
-------	--------	-----

要支援 2

1月あたり	(144単位)	156円
-------	---------	------

サービス提供体制強化加算Ⅲ

要支援 1

1月あたり	(24単位)	26円
-------	--------	-----

要支援 2

1月あたり	(48単位)	52円
-------	--------	-----

②口腔機能向上加算Ⅰ \*原則3月以内、月2回まで

1月あたり	(150単位)	163円
-------	---------	------

口腔機能向上加算Ⅱ

1月あたり	(160単位)	174円
-------	---------	------

③栄養アセスメント加算

1月あたり	(50単位)	55円
-------	--------	-----

④科学的介護推進体制加算

1月あたり	(40単位)	44円
-------	--------	-----

⑤介護職員処遇改善加算 I

所定単位数の	×	4.7%
--------	---	------

介護職員処遇改善加算 II

所定単位数の	×	3.4%
--------	---	------

介護職員処遇改善加算 III

所定単位数の	×	1.9%
--------	---	------

⑥介護職員等特定処遇改善加算 (I)

所定単位数の	×	2.0%	が加算
--------	---	------	-----

介護職員等特定処遇改善加算 (II)

所定単位数の	×	1.7%	が加算
--------	---	------	-----

令和6年6月1日より改訂

介護職員等処遇改善加算 (I) 8.6% (II) 8.3% (III) 6.6% (IV) 5.3%

3) 食費

昼食代	750円 (おやつ含む)
-----	--------------

4) その他利用

レクリエーション行事費	季節のイベントやグループを招いての催しを企画・実施いたします。 (参加されるか否かは任意です)	実費 1回 50円～1,500円
クラブ活動材料費	茶道クラブ	1回 200円

- その他通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

5) キャンセルについて

- \* デイケアご利用のキャンセルは、前日午後5時までにお知らせ下さい。
- \* 前日午後5時以降から当日のキャンセルにつきましては、昼食代をご負担いただきます。
- \* 減額について

介護予防通所リハビリテーションの利用開始から12か月を経過した場合、リハビリテーションの質を評価し、減算を行う場合があります。

6) 支払い方法

A) 郵便局 自動振込利用の場合

初回ご利用日に、指定の自動振り込み用紙をご提出ください。

毎月 15 日に、前月分の請求書を発行しますのでその月の 27 日に指定の口座よりお引落致します。領収書は翌月の請求書郵送時に送付いたします。

B) 銀行振込をご利用の場合

毎月 15 日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 27 日までにお支払ください。領収書は翌月の請求書郵送時に送付いたします。

振込先				
三井住友銀行	宝塚支店	普通	4096605	イヨウホクゾン ショウカイ 医療法人 尚和会

※利用者名にてお振込下さい。

C) 窓口払いの場合

毎月 15 日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 27 日までに現金をご持参下さい。ご帰宅時に領収書をお渡しいたします。

窓口時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00

D) クレジットカード払いの場合

毎月 15 日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 27 日までにクレジットカードをご持参下さい。

ご利用可能なカードの種類につきましては、事務所までお問い合わせ下さい。

注) 暗証番号入力 若しくは 署名が必要となります。

窓口時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00

\* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は施設利用料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。